

令和2年2月28日

輪之内町立小中学校 保護者様

輪之内町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防に伴う臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、国及び県の要請により、当教育委員会では、下記の通り、臨時休業といたします。

記

- 1 臨時休業期間 3月2日(月)～3月26日(木)
*その後、3月27日(金)～4月6日(月)は春休みです。
- 2 対象学校 輪之内町立小中学校 4校
- 3 その他
 - ・不要不急の外出は避け、感染症予防に心がけてください。
 - ・児童生徒及び家族に感染したことが判明した場合、学校もしくは町教育委員会へ連絡をしてください。
 - ・長期的に居住地を離れる場合は、学校へ連絡してください。
 - ・卒業式、修了式は時間短縮・簡略化して実施予定です。
 - ・今後の対応につきましては、「すぐメール」でお知らせします。また、輪之内町教育委員会ホームページに掲載いたしますので、随時、確認をお願いします。

輪之内町教育委員会ホームページ <http://wakyo.tanpopo.ne.jp/>

《参考》

文科省ホームページ <https://www.mext.go.jp/>

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

